

特別免許状の授与事務に係る実態調査について

特別免許状は、昭和63年に創設されて以来、年間数十件程度の利用で推移していたが、平成26年に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（以下指針という。）を作成・周知して以降、年間200件程度で推移している。

今後も更なる活用を促進するため、制度及び指針の改善方策を検討するための実態調査を行った。

1. 調査内容

- 調査対象:47都道府県の教育委員会
- 調査項目:指針に基づく授与事務の実態、指針の各項目に定められている基準の適切性
- 調査期間:令和元年7月19日～令和元年8月5日

2. 調査結果

2-1 特別免許状に係る事務

問1 貴県においては、「特別免許状の授与に係る教育職員検定試験等に関する指針」（平成26年6月文部科学省初等中等教育局教職員課。以下「指針」という。）とは別に、特別免許状の授与に係る教育職員検定の基準を明確に定めた規定はありますか。

ある	32
ない	15

問2 特別免許状の授与に当たり、授与候補者の教科に関する専門的な知識経験又は技能の確認はどのような方法によつていますか。（複数回答可）

学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたり概ね計600時間（授業時間を含む勤務時間）以上あること。	33
教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。	39
その他	15

○主なその他の回答内容

- ・公的資格の証明書、各種協議会における受賞等の付加的観点を確認できるものによって、確認を行っている。
- ・ALTや特別非常勤講師等で既に学校現場で勤務している場合は、授業観察を行っている。
- ・任命又は雇用する者の学校からの推薦書において確認を行っている。

問3 特別免許状の授与に当たり、授与候補者の社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見の確認はどのような方法によっていますか。(複数回答可)

授与候補者が提出した推薦状(第2節の推薦状とは別に2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦状を必ず含む。)の内容評価	32
本人の申請(志願)理由書	25
その他	18

○主なその他の回答内容

- ・人物に関する証明書
- ・本人の申立書、自己アピール文、学校教育に関する小論文
- ・候補者との面談

問4 特別免許状の授与に当たり、授与候補者を配置することによる学校教育の効果的実施の確認はどのような方法によっていますか。(複数回答可)

任命者又は雇用者による授与候補者の推薦状において、「授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容」を確認	42
任命者又は雇用者による授与候補者の推薦状において、「授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること」を確認	39
任命者又は雇用者による授与候補者の推薦状において、「研修計画の立案、実施、学習指導要領等の共通理解のための体制、特別免許状所有者の配置割合に関する対応状況」を確認	23
その他(雇用者に対しての面接等)	3

問5 授与候補者の教員としての資質について確認するための学識経験者等からの意見聴取(以下「第三者評価」という。)は、どのような者に評価を依頼していますか。(複数回答可)

認定課程を有する大学の学長	16
認定課程を有する学部の学部長	37
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の校長	46
その他	34

※評価者数平均約4名、最小者数1名、最大者数8名

○主なその他の回答内容

- ・認定課程を有する大学の理事、教授、副学部長等
- ・市町村教育委員会教育長、教育次長、教育長協議会会長等
- ・私立中学高等学校協会理事、私立中学校高等学校連合会会長
- ・県総合教育センター所長等

問6 第三者評価はどのような方法により行われていますか。

第三者による授与候補者の面接	20
第三者による授与候補者の書類審査	36
その他	0

問7 第三者評価の事務負担を軽減するための取組があれば教えてください。

- ・任命者が都道府県教育委員会である場合、第三者評価を採用選考の面接と兼ねて実施している。
- ・事前に都道府県教育委員会の職員による模擬授業及び面接を行い、その評価を基に第三者評価を行っている。

問8 特別免許状の授与に当たり、指針第2章第4節にあるような付加的観点を設定していれば教えてください。(複数回答可)

外国の教員資格の保有	9
修士号、博士号の学位の保有	13
各種競技会等における成績	15
大学における教職科目の履修	6
模擬授業の実施による評価	9
設けていない	24

○上記以外に設けている付加的観点として、国家資格等、各種英語試験のスコア、ALTや特別非常勤講師等としての勤務経験、企業等において特殊な技能を要する専門分野における勤務経験等がある。

問9 授与権者と任命又は雇用しようとする者がどちらも都道府県教育委員会の場合、授与候補者をどのように得ていますか。(複数回答可)

学校からの申し出	19
都道府県教育委員会において選出 (都道府県の行う教員採用試験により選出される場合※を含む)	32
学校以外の団体からの提案(民間企業、NPO法人)	0
その他	0

※「都道府県の行う教員採用試験により選出される場合」には、都道府県が政令指定都市と共同で行う教員採用試験によって選出する場合を含んでいる。

2-2 制度及び指針について

問1 授与候補者の教科に関する専門的な知識経験又は技能を確認するための基準について、指針第2章第1節第1項①に記載されている内容について、どのように感じますか。(複数回答可)

【指針第2章第1節第1項①(概要)】

学校教育法第1条に規定する学校又は指針に定める教育施設(在外教育施設等)における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたり概ね計600時間(授業時間を含む勤務時間)以上あること。

「最低1学期以上にわたり概ね600時間以上」の勤務経験の目安が厳しすぎる	1
「最低1学期以上にわたり概ね600時間以上」の勤務経験の目安が易しすぎる	7
イロハに記載されている教育施設が限定的であり、もっと対象を広げるべき	0
イロハに記載されている教育施設が多すぎであり、もっと対象を限定すべき	0
基準は適当である	37
その他(判断基準が勤務経験しかないのは不十分であり、知識や技能についての客観的な基準を設けるべき)	2

問2 授与候補者の教科に関する専門的な知識経験又は技能を確認するための基準について、指針第2章第1節第1項②に記載されている内容について、どのように感じますか。

【指針第2章第1節第1項②】

教科に関する専門分野に関する勤務経験等(企業、外国にある教育施設等におけるもの)が、概ね3年以上あること。

「概ね3年以上」とされている専門分野に関する勤務経験等の目安が厳しすぎる	1
「概ね3年以上」とされている専門分野に関する勤務経験等の目安が易しすぎる	2
基準は適当である	41
その他	3

○主なその他の回答内容

- ・判断基準が勤務経験しかないのは不十分であり、知識や技能についての客観的な基準を設けるべき。
- ・実際の勤務内容に応じて「教科」との関連性等を評価する基準が必要でないか。

問3 授与候補者の社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を確認するための基準について、指針第2章第1節第2項に記載されている内容について、どのように感じますか。(複数回答可)

【指針第2章第1節第2項（概要）】

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、授与候補者が提出した推薦状2通以上の内容評価及び本人の申請（志願）理由書により確認する。

推薦状「2通以上」について、多すぎる	9
推薦状「2通以上」について、少なすぎる	0
推薦状では確認ができない	1
本人の申請理由書では確認ができない	0
基準は適当である	33
その他	5

○主なその他の回答内容

- ・「熱意と識見」を審査する上で確認すべき事項及びその評価基準を規定してほしい。

問4 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的实施を確認するための基準について、指針第2章第2節に記載されている内容について、どのように感じますか。(複数回答可)

【指針第2章第2節（概要）】

任命者又は雇用者による授与候補者の推薦状において、授与候補者を配置することにより学校教育が効果的に実施されることを確認することが適切である。その際、「授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容」「特別免許状を授与する必要性」「第4章第1節～第3節（①研修計画の立案、実施について、②学習指導要領等の共通理解のための体制について、③特別免許状所有者の配置割合について）に関する対応状況」の観点により確認することが考えられる。

推薦状又は雇用者による推薦状では、学校教育が効果的に実施されるか 確認できない	2
「授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容」の 観点は不要	0
「授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること」の観点は不要	0
「第4章第1節～第3節に関する対応状況」の観点は不要	4
指針第2章第2項第2節以外の観点を加えるべきである	0
基準は適当である	41
その他	0

問5 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認について、どのように感じますか。(複数回答可)

そもそも第三者による評価は不要である	0
第三者による評価は面接ではなく、書類審査のみで良い	13
第三者による評価は学識経験者に限らず、他の人材でも良い	3
基準は適当である。	31
その他	4

○主なその他の回答内容

- ・面接を行える学識者の数にも、地域によってばらつきがある。
- ・面接を実施することの費用対効果が疑問。

問6 指針第2章第4節に記載されている付加的観点について、どのように感じますか。

【指針第2章第4節（概要）】

第1節に定める要件（勤務経験等）を十分に満たさない場合についても、各都道府県教育委員会の判断により、「外国の教員資格の保有、修士号・博士号等の学位の保有、各種競技大会等における成績、大学等における教職科目の履修、模擬授業の実施による評価」などを考慮し、特別免許状の授与を行うことも妥当であると考えられる。

例示されている内容が実情にそぐわない	1
例示されている内容をもっと増やしてほしい	1
記載の内容は適当	44
その他(付加的観点がどの程度ウエイトを占めるのかが分かりづらい)	1

問7 貴県の域内の学校において、指針第4章第3節に記載されている特別免許状所有者の配置割合を超える、又は超えそうな学校はありますか。

【指針第4章第3節（概要）】

特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数（小中一貫や中高一貫の教育課程を編成している場合には、当該課程を担当する全教員数。以下同じ。）の5割以内とすること。このうち、特別免許状の授与を受けた後3年以上の学校勤務経験（当該校に限らない）があり、普通免許状所有者と同等に教育活動及び校務を担当することができると認められる者の配置は、学校ごとに全教員数の2割以内とすること。

特別免許状所有者の配置割合が指針の基準を超える、又は超えそうな学校がある	1
特別免許状所有者の配置割合が指針の基準を超える、又は超えそうな学校はない	46

問8 多様な社会人等の活用を進める観点から、特別免許状の有効期限については、どのくらいの期限が適切と考えますか。理由とあわせて教えてください。

現行制度(10年間更新あり)	44
10年の有効期限で更新なし(必要な場合は再度審査して授与)	2
5年以上10年未満の有効期限で更新なし(必要な場合は再度審査して授与)	2
3年以上5年未満の有効期限で更新なし(必要な場合は再度審査して授与)	0
1年以上3年未満の有効期限で更新なし(必要な場合は再度審査して授与)	0
その他	0

○主な回答理由

【現行制度まま(10年の有効期限で更新あり)】

- ・一般の教職課程を経ずに教員となった者であるため、更新講習受講によって教職についての省察をはじめとする最新の知識技能を身に付ける機会を設けることが重要であると考え。
- ・普通免許状と同様に教諭として学校教育活動を行うことができる免許状であり、普通免許状と同様に教員としての資質能力の維持や最新の知識技術修得が必要と考えるため。
- ・普通免許状と扱いを変えると、教育委員会側の業務量が増えるとともに、事務手続きに差異が生じ、混乱する可能性がある。

【10年の有効期限で更新なし(必要な場合は再度審査して授与)】

- ・指針では勤務校における特免所有者に対する支援体制が求められており、先々の異動の際に、新たな勤務校で十分な支援体制が確保されるか未知数である。更新をすることで、半永久的に免許状を所持することができる仕組みは見直すべき。

【5年以上10年未満の有効期限で更新なし(必要な場合は再度審査して授与)】

- ・実態として私立学校等特定の学校での任用を前提として申請されており、また、任用先学校における活用方法が資質能力の評価の前提となる等大きな影響を与えることから、有効期間についても一定の任期以降は改めて検定を行うことが適切と考えられる。

問9 多様な社会人等の活用を進める観点から、特別免許状の有効範囲については、どのような範囲が適切と考えますか。

現行制度(授与された都道府県内)	41
全国	4
その他(任用する学校のみ)	2

問10 特別免許状は、教育職員免許法に規定する教科等について授与することとしていますが、規定されている教科以外についても授与することが適当と考えられる事項がありますか。
(複数回答可・ある場合のみ回答)

- 【教育職員免許法に規定されている教科等】
- ・小学校：国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）
 - ・中学校：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習。高等学校も同様。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教
 - ・高等学校：国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）、宗教、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理及び計算実務
 - ・特別支援学校：自立教科、自立活動

道徳、外国人児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒等の指導のための特別の教育課程	1
教科の一部の領域(例:小・中学校のプログラミング)	4
その他	0

問11 その他、特別免許状の授与に当たり、指針の改訂や制度改善に向けた御意見がございましたら教えてください。

○主な回答内容

- ・授与の基準が明確に定まっておらず判断が難しい。具体的な基準を示していただきたい。
- ・小学校について、授与候補者の総合的教養や過去に教員として勤務していた実績などを加味すること等により、全科の免許状を授与することができるよう御検討願いたい。